

2020年4月3日

国民民主党  
代表 玉木雄一郎 様

日本教職員組合  
中央執行委員長 清水 秀行

## 新型コロナウイルス感染症対策における緊急要請

日頃、教育の発展にご尽力されていることに対し敬意を表します。

さて、新型コロナウイルス感染症対策として、全国一斉の臨時休業が行われていましたが、文科省は、3月24日には教育活動の再開を通知し、学校再開ガイドライン及び臨時休業の実施に関するガイドラインを示しました。一方、新型コロナウイルス感染症は現在も収束していないことから、学校を集団感染源の場としないために国としての支援は欠かせません。

つきましては、子ども、教職員の安心・安全の確保、保護者・市民の不安を解消するための補正予算の策定とすべての子どもの学びの保障のために、下記について要請します。

### 記

#### 1. 新型コロナウイルス感染症対策のために必要な補正予算措置

- ① 臨時休業の対応等、子ども一人ひとりにより一層のきめ細やかな対応をはかるため、大幅な加配措置を講じること。
- ② 子ども一人ひとりの学びを保障するための学習支援員を増員すること。
- ③ 心のケアを行うためのSC及びSSWを増員すること。
- ④ 校舎・教室等の衛生環境を維持するための外部人材等を配置すること。
- ⑤ 保健管理等に必要な衛生器材を配備すること。
- ⑥ 保護者の私費負担を軽減（修学旅行の損害費用、給食費無償化等）すること。

#### 2. 今後の学校運営について当面必要な措置

- ① 学校現場が教育活動に集中できるよう文科省事業（全国学力・学習状況調査、全国体力・運動能力調査、指定研究、教員免許更新講習等）を中止するとともに、諸調査の一層の削減・軽減をはかること。
- ② 教育課程の柔軟な運用について周知するとともに、単なる時数合わせとしての土曜授業や長期休業の短縮等を行わないように指導・助言すること。
- ③ 部活動の大会等については、中止・延期等の見直しをはかるよう関係団体に働きかけること。
- ④ 教職員の勤務時間は、新型コロナ感染症対応があっても36協定・上限指針を遵守するよう指導・助言すること。また、特別条項や児童・生徒に係る臨時的な特別な事情の対象としないよう指導・助言すること。
- ⑤ 20年度の教職員定数確定については、子どもの転入出時期が確定しないことが想定されることから5月1日の基準日における教職員定数、教科書事務などについて柔軟に対応すること。
- ⑥ 健康診断については、感染拡大防止の観点から、十分な配慮のもと実施するように指導・助言すること。また、集団フッ素洗口については、感染拡大の危険性が収まるまで実施を中止するよう求めること。
- ⑦ 臨時休業・学校再開にともなう必要経費（家庭訪問旅費、電話代等）を措置すること。

以上